

指名停止措置状況

指名停止業者	所在地	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	根拠規定
株式会社工藤建築環境設計室	兵庫県宝塚市	令和8年5月8日	令和8年11月7日	6か月	別表1.4.1及び3条2.1
坪田産業株式会社	兵庫県姫路市	令和8年7月24日	令和8年10月23日	3か月	別表2.8.8.ウ
株式会社竹中土木	東京都江東区	令和8年8月18日	令和8年9月17日	1か月	別表2.7.4.ウ
株式会社カナデビアエンジニアリング	大阪府大阪市	令和8年8月18日	令和8年9月17日	1か月	別表2.6.3.ウ
日本管財株式会社	東京都中央区	令和8年8月28日	令和8年10月27日	2か月	別表2.7.4.イ

※1 指名停止を受けた業者で、改善措置等の報告が未提出の方におかれましては、「指名停止通知書」のとおり、財務室まで早急に提出願います。

※2 根拠規定欄の表示方法

例:「別表2.6.1.ア」とは、「明石市入札参加者等指名停止基準、別表第2第6項第1号ア」に該当することを表します。

※3 上記の指名停止措置状況は、「明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第2号、別表第2第8項第7号及び別表第2第8項第10号」の規定による指名停止業者を除きます。